

釜石市次世代育成支援行動計画

いきいき子育てプラン

(素 案)

釜 石 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本的な視点

第2章 計画策定の背景

- 1 国内の動き
- 2 釜石市の動き

第3章 施策の体系

第4章 計画の内容

- 1 基本理念
- 2 基本目標

安心して子育てができるまちづくり

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 保育サービスの充実と待機児童の解消
- (3) 放課後児童の健全育成
- (4) 援助を必要とする家庭への支援
- (5) 子どもの安全の確保

子どもが心豊かに育つまちづくり

- (1) 思春期の心と身体健康づくり
- (2) 子ども達の居場所づくり
- (3) 子どもを取り巻く有害環境への対応
- (4) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

健やかに生み育てるまちづくり

- (1) 母と子への健康支援
- (2) 医療等の支援

子育てと仕事が両立できるまちづくり

- (1) 子育て家庭を支援する就労環境づくり
- (2) 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

第5章 目標事業量

第6章 計画の推進

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

第2次ベビーブームといわれた昭和49年以降、出生数が減り続けており、この少子化の要因は、「晩婚化・未婚化」が主たる要因とされてきました。ところが、平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「将来推計人口」では、これに加え、「夫婦の出生力の低下」が新たに指摘され、少子化は今後一層進行することが予想されています。

少子化の進行は、「家族」の形態の変化や子ども同士の交流機会の減少など社会面での影響が懸念されるほか、労働力人口の減少による経済成長や生活水準の低下など、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものです。

この少子化の流れを変える総合的な取り組みを推進しようと、国は平成15年7月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とする「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

これまで、市では「釜石市児童育成計画」や「釜石市母子保健計画」「釜石すこやか子どもプラン」に基づいて、子育て環境の整備や親子が健やかに暮らせる地域づくりに取り組んできましたが、今後はさらに、次代を担う子ども達がひとりの人間として尊重され、健やかに成長していくことができるよう、みんなで子育てを応援していくことが必要です。

この計画は、

- (1) 次代を担う子どもと、子育て家庭への支援のために
- (2) 子育て家庭や地域の子育て力を高めるために
- (3) 子育ての喜びが実感でき、子ども達が健やかに、いきいきと育つまちづくりのために

策定し、誰もが安心して子育てができるまちづくりを目指します。

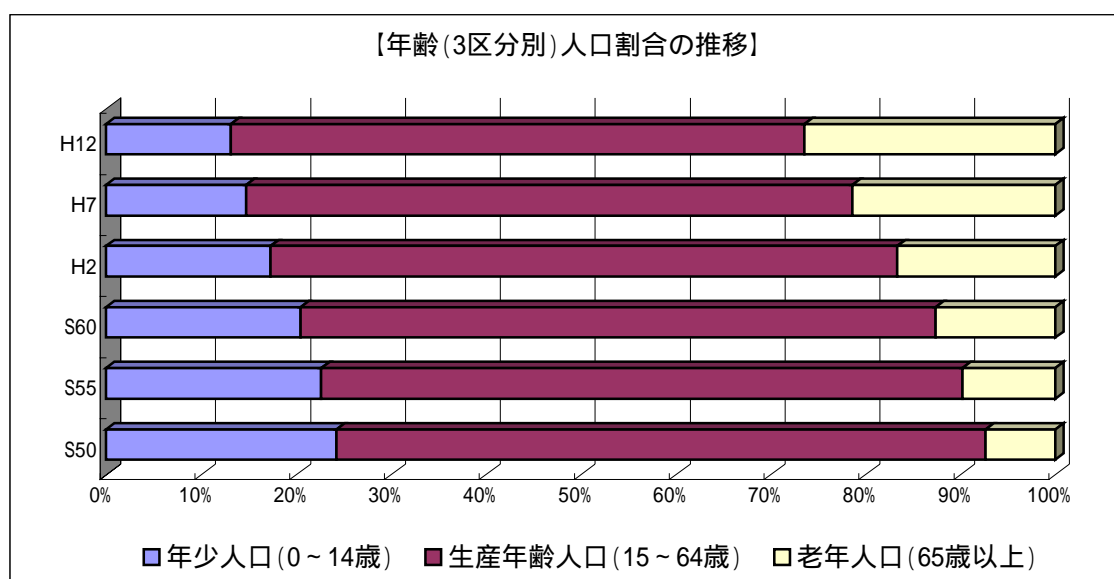
2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、急速な少子化の流れを変えるために平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づき、釜石市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を定めた行動計画です。
- (2) この計画は、釜石市総合計画との整合を保ちながら、釜石市児童育成計画や釜石市母子保健計画の内容を基本としつつ、「子どもと子育て家庭への支援」に関する各分野の取り組みを加えた総合的な計画として策定しています。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、10 年間の時限立法で、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。この推進法により、全ての市町村に、平成 17 年度を初年度とした次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が義務付けられました。

このため、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の第 1 期（前期計画）とし、前期計画の見直しを平成 21 年度に行った上で、平成 22 年度からの 5 年間の後期計画を定めることとします。



4 計画の基本的な視点

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った施策を推進します。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための施策を推進します。

サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。そのため、利用者の視点に立って、サービスの質を確保し、人材の資質の向上を図るなど、個別のニーズに柔軟に対応できる総合的な施策を推進します。

社会全体による支援の視点

子育てについては、親や家庭が第一義的責任を有するという基本的な考えのもとに、国や地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組んでいく施策を推進します。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から施策を推進します。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、地域の高齢者、自然環境、既存公共施設等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、子どもが健やかに成長できる施策を推進します。

第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1 国内の動き

日本は、昭和49年以降出生数が減り続け少子化が急速に進行しています。

現在の人口を維持するための合計特殊出生率は2.08ですが、特に昭和60年以降の低下が著しくなっており、平成14年には1.32まで低下し、過去最低となっています。

少子化の要因については、従来から「晩婚化・未婚化」が指摘されてきましたが、最近では、結婚した夫婦から生まれる子どもの数も減少しているという「夫婦出生力の低下」が明らかになっています。このため、今後、少子化は一層進行することが見込まれ、平成18年（2006年）をピークに日本の総人口は減少し始めることが予想されています。

少子化の影響は広く経済社会、国民生活に影響を及ぼすことが懸念されているため、国では子どもを産み育てることに夢をもてる社会の構築に向けて、総合的な少子化対策を推進しています。

〔少子化対策の流れ〕

昭和50年	合計特殊出生率が2を割る
平成2年	1.57ショック 平成元年の合計特殊出生率が昭和41年（丙午）の1.58を下回る
平成6年	エンゼルプランの策定 / 緊急保育対策等5ヵ年事業の策定
平成11年	少子化対策推進基本方針策定 / 新エンゼルプランの策定
平成13年	仕事と子育ての両立支援策の方針について（閣議決定） 待機児童ゼロ作戦、放課後児童受入れ体制の整備など
平成14年	少子化対策プラスワン
平成15年	少子化社会対策基本法制定 次世代育成支援対策推進法制定

2 釜石市の動き

釜石市では、これまで、「釜石市児童育成計画」(平成10年3月策定)及び「釜石市児童育成計画(後期計画)」(平成15年3月策定)に基づいて子育て環境の整備や子ども達の健全育成に努めてきました。

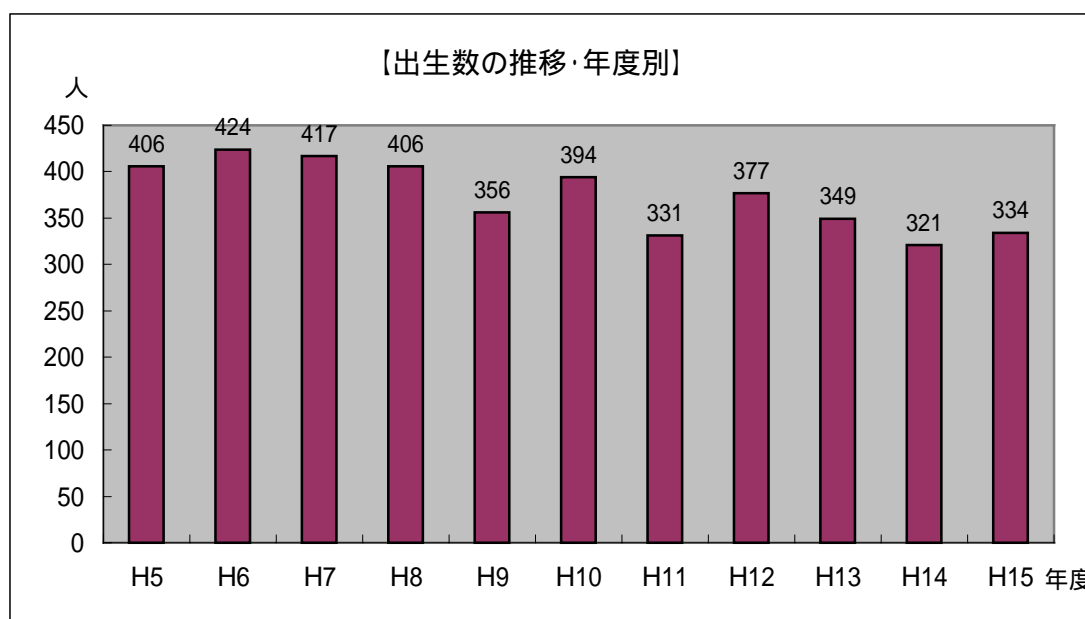
また、「釜石市母子保健計画」(平成9年3月策定)及び「釜石すこやかこどもプラン」(平成14年3月策定)に基づき、母親と乳幼児の健康の保持増進を目指すと共に、親子を取り巻く生活環境の向上や一貫したサービスの提供を図るなど、親子がすこやかに暮らせる地域づくりに取り組んできました。

しかしながら、結婚や出産、子育てに対する意識の多様化や、共働き家庭の一般化、ライフスタイルの変化、経済の低迷などにより、平成元年に2.04だった釜石市の合計特殊出生率は、平成14年には1.80に減少しています。全国平均(1.32)や岩手県平均(1.54)を上回ってはいるものの、年少人口比率は12%台にまで落ち込み、釜石市の少子化は深刻な状況となっています。

また、子育てに対する不安や子育て環境に関する不満が高まっているという調査結果からも、次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援」について早急に取り組む必要があります。

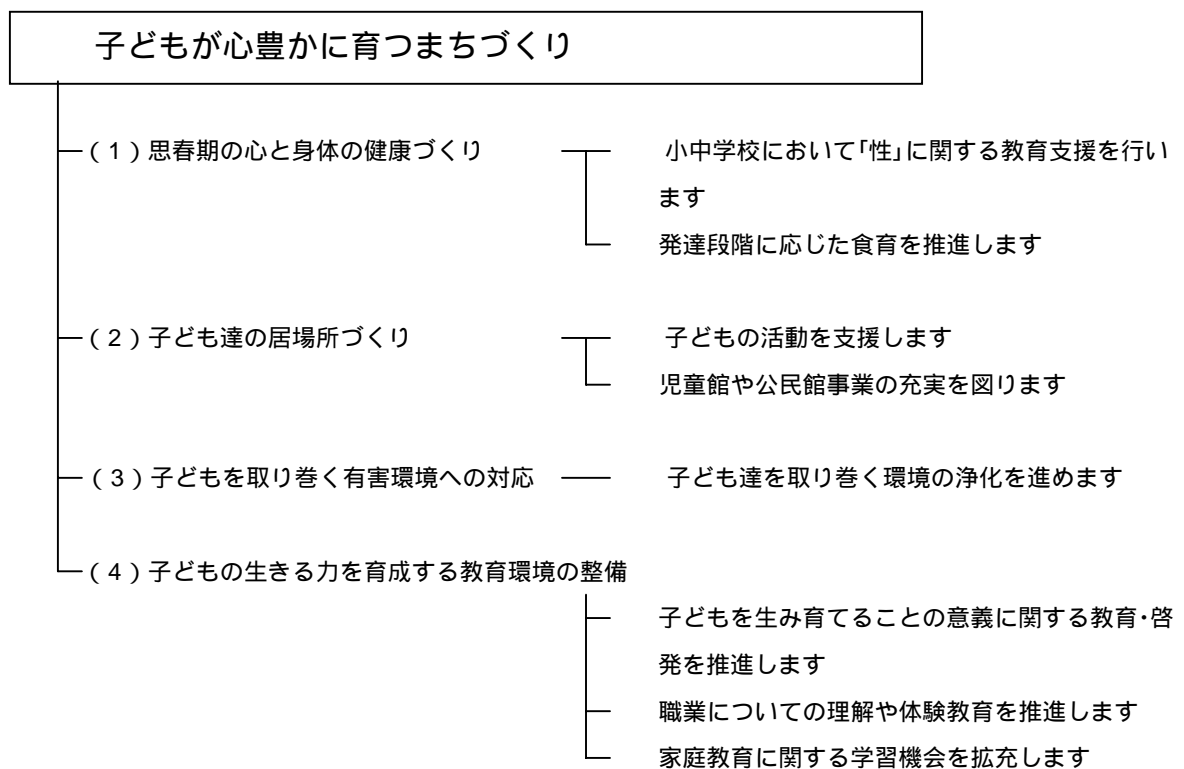
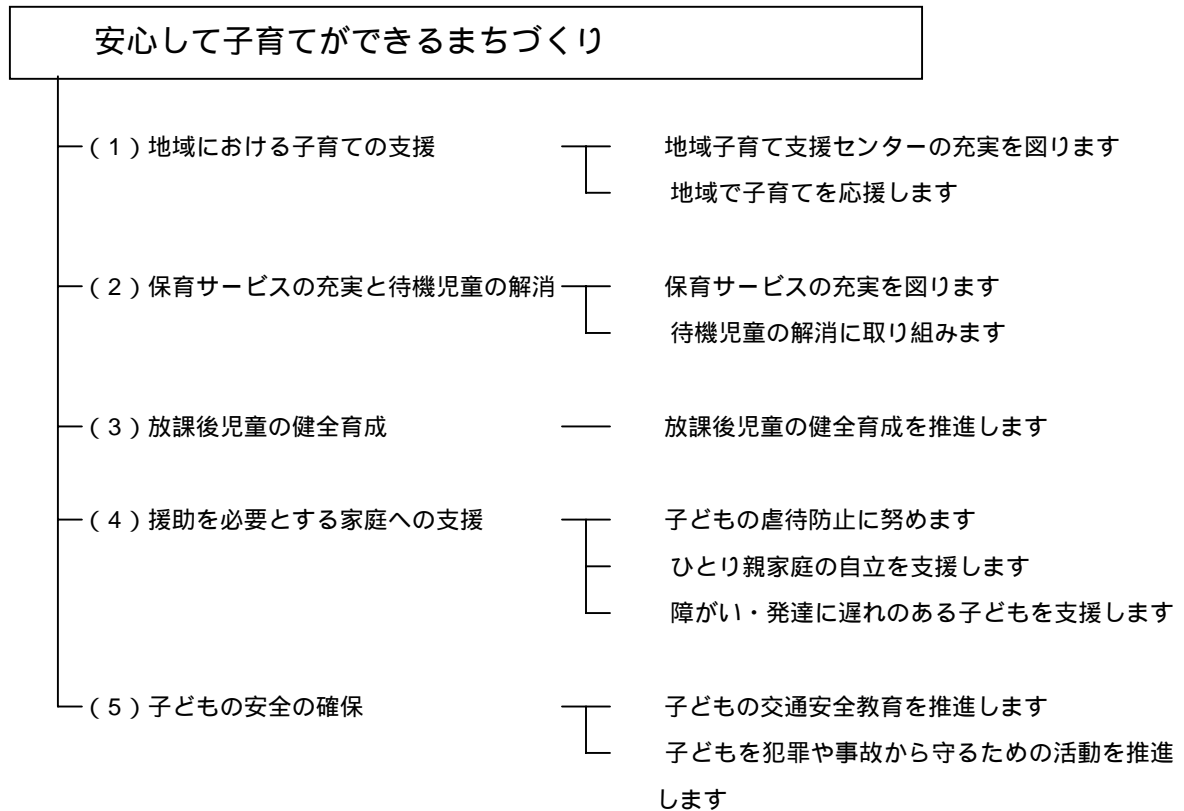
当市には大学や専門学校などの高等教育機関がなく、また、新卒の求人数も少ないことから、子ども達の多くは高校卒業後、進学・就職のため釜石を離れます。この子ども達が近い将来釜石に戻り、職を得、自分が育ったまちで、また自分も子育てがしたいと感じられるような、親子共に健康で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

そこで、既存計画との整合性も図りながら、釜石市次世代育成支援対策地域協議会の意見を踏まえつつ、「子どもと子育て家庭への支援」に関する総合的な計画として、「釜石市次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。



第3章 施策の体系

第3章 施策の体系



健やかに生み育てるまちづくり

(1) 母と子への健康支援

- 疾病予防・健康増進事業を推進します
- 安全な妊娠・出産について支援します
- 育児不安の軽減について支援します
- 育児に関する情報提供とサービスの充実を図ります

(2) 医療等の支援

- 乳幼児医療費助成の充実を図ります
- 小児医療・母子保健医療の充実を図ります

子育てと仕事が両立できるまちづくり

(1) 子育て家庭を支援する就労環境づくり

- 子育て家庭を支援する就労環境に関する情報を提供します
- 男性の育児参加を促進します

(2) 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

- 固定的な性別役割分業の是正を図ります
- 職場優先の企業風土の是正を図ります

第4章 計 画 の 内 容

第 4 章 計画の内容

1 基本理念

夢を持ち みんなで支え

心豊かな釜石っ子を育てるまちづくり

2 基本目標

「夢を持ち みんなで支え 心豊かな釜石っ子を育てるまちづくり」の実現のため、次の 4 つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進していきます。

安心して子育てができるまちづくり

子どもが心豊かに育つまちづくり

健やかに生み育てるまちづくり

子育てと仕事が両立できるまちづくり

基本目標 安心して子育てができるまちづくり

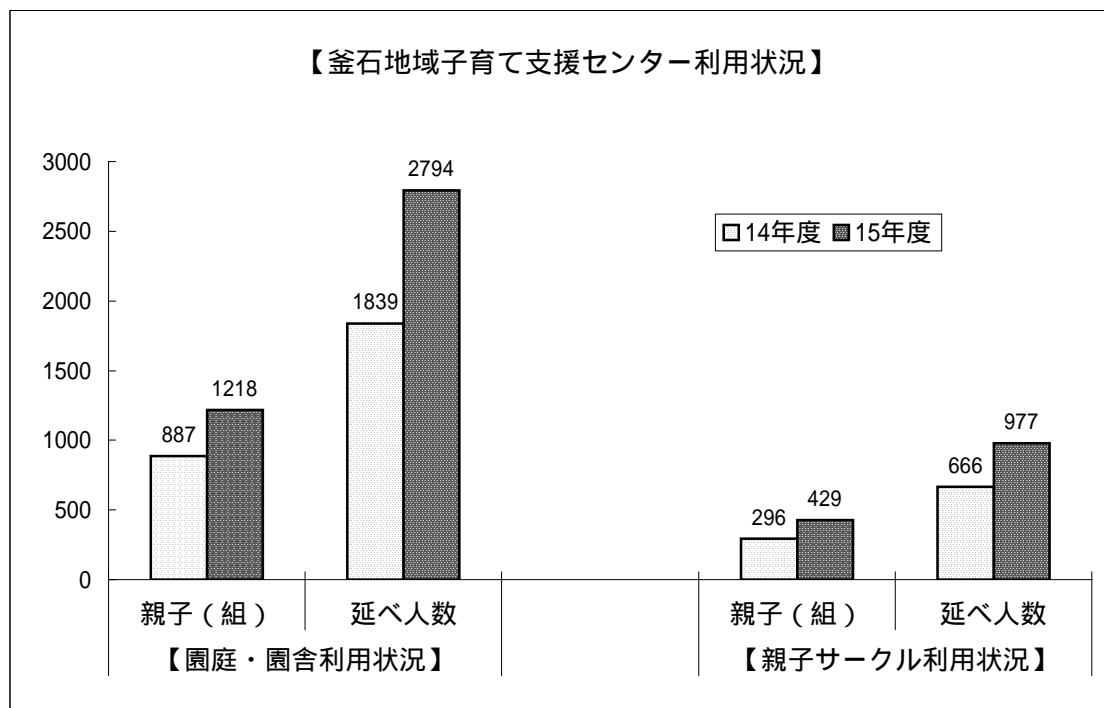
核家族の増加や社会経済情勢の変化にともない、子育てに対する不安や負担を感じる家庭が増えてきています。また、地域の連帯意識が低下していることで、子育て家庭の孤立化が問題となっています。

保育に関するニーズ調査を実施したところ、子育て支援センターや遊び場を身近な場所に望む声が多く寄せられました。保育所については、未だに多くの待機児童を抱えています。

このような状況から、子育て家庭への支援として、相談、指導活動を充実させるとともに、地域が子育てを見守り、支えるなど、育児の不安解消につとめることが求められています。

そこで、多様なニーズにあわせたより質の高い保育サービスの提供や、放課後児童の居場所を確保するなど、子育て家庭にやさしい環境を整えていく必要があります。

さらに、近年多発している子どもを巻き込んだ犯罪や事故を防止し、安全を確保し、安心して子育てができる活動に取り組みます。



平成14年度に鶴住居保育所に併設された地域子育て支援センターは、市内全域からの利用があり、その利用件数も年々増加しています。

施策の方向

(1) 地域における子育ての支援

現在、育児への不安や負担感、またストレスを感じている家庭が増えています。地域の中に活動の拠点となる施設を整備し、地域の人たちがお互いに支援しあう体制づくりが必要です。地域がこれらの家庭の身近な相談役となり、地域全体で子育てを見守り、支援していくことが求められています。

地域子育て支援センターの充実を図ります

基幹型地域子育て支援センターの開設（福祉事務所）

ひよこ教室（健康推進課）

さくらんぼクラブ（健康推進課）

母子保健推進員活動（健康推進課）

地域で子育てを応援します

教育振興運動（社会教育課）

ゆいっこサポートセンター（福祉事務所）

◆ゆいっこサポートセンター

子育ての支援を行いたい者（サポーター）と、支援を受けたい者（ユーザー）からなる会員組織です。

コーディネーターがユーザーからの依頼に応じてサポーター会員を紹介し、保護者の急な用事や就業の際に、有料で子どもを預かります。



(2) 保育サービスの充実と待機児童の解消

就労形態の変化により、休日保育や一時保育といった多様なサービスが望まれており、このようなニーズへの対応が求められています。

また、年間を通して慢性的に待機児童が発生しているため、これを早期に解消し、子育て中の家族が安心して就業できるような取り組みが必要です。

保育サービスの充実を図ります

一時保育（福祉事務所 / 認可保育所）

障害児保育（福祉事務所 / 認可保育所）

病後児保育（福祉事務所）

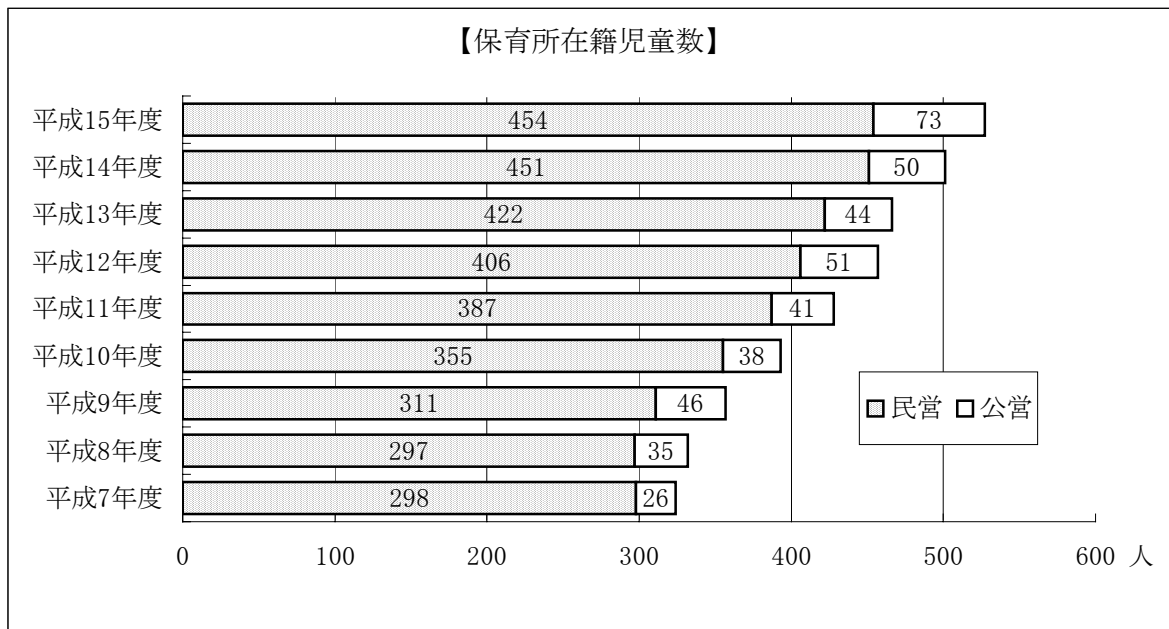
休日保育（福祉事務所 / 認可保育所）

延長保育（福祉事務所 / 認可保育所）

市立幼稚園での預かり保育の実施（学校教育課）

待機児童の解消に取組みます

保育所の定員増（福祉事務所 / 認可保育所）



人口減少と少子化により子どもの数は減っていますが、平成10年度から保育所定員の枠を越えて保育しており、平成14年度から急激に待機児童が増えています。

他市町村委託児童を含みます。(各年度3月1日現在在籍数)

(3) 放課後児童の健全育成

共働き家庭やひとり親家庭の増加によって、保護者が昼間家庭にいない児童が増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、健全な育成を図るため、学童育成クラブを設置し、保護者の不安を軽減することが必要です。

放課後児童の健全育成を推進します

甲子学童育成クラブの開設（福祉事務所）

(4) 援助を必要とする家庭への支援

身体的な暴力のほかに、ネグレクト（育児放棄）等の児童虐待の問題が増加傾向にあり、保護される子どもが増えています。この問題を早期に発見し、予防する取り組みが必要となります。

また、ひとり親家庭も近年増加しており、自立と生活の安定のために、相談・指導活動を充実させるとともに、障がいのある子どもへの支援体制を整えていく必要があります。

子どもの虐待防止に努めます

児童虐待防止関係者会議の機能強化（福祉事務所）

養育訪問相談事業（家庭児童相談室）

ひとり親家庭の自立を支援します

教育訓練給付金事業（福祉事務所）

婦人相談事業（福祉事務所）

障がい・発達に遅れのある子どもを支援します

岩手県肢体不自由児協会巡回療育相談会の実施（福祉事務所）

宮古児童相談所巡回相談への協力（福祉事務所）

すくすく親子教室（福祉事務所）

障がい者支援体制の整備（福祉事務所）

◆児童虐待

親または親に代わる保護者から児童に加えられる虐待のことで、ネグレクト（育児の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがあり、近年、深刻な社会問題になっています。

市では福祉事務所が相談窓口になり対応しています。

(5) 子どもの安全の確保

下校途中で知らない大人から声をかけられたり、車に引き込まれそうになったという報告が増えています。公園などでは、遊具による事故も報告されています。

子どもたちが安心して生活できる環境を整えるため、交通安全教育のほか、地域が子どもたちを見守る活動を積極的に推進していく必要があります。

子どもの交通安全教育を推進します

交通安全教室（市民課・交通指導隊）

通学路街頭指導（市民課・交通指導隊）

子どもを犯罪や事故から守るための活動を推進します

街頭指導（少年センター）

子ども110番の家（学校教育課・釜石警察署生活安全課）

都市公園・児童遊園の安全管理（都市計画課・福祉事務所）

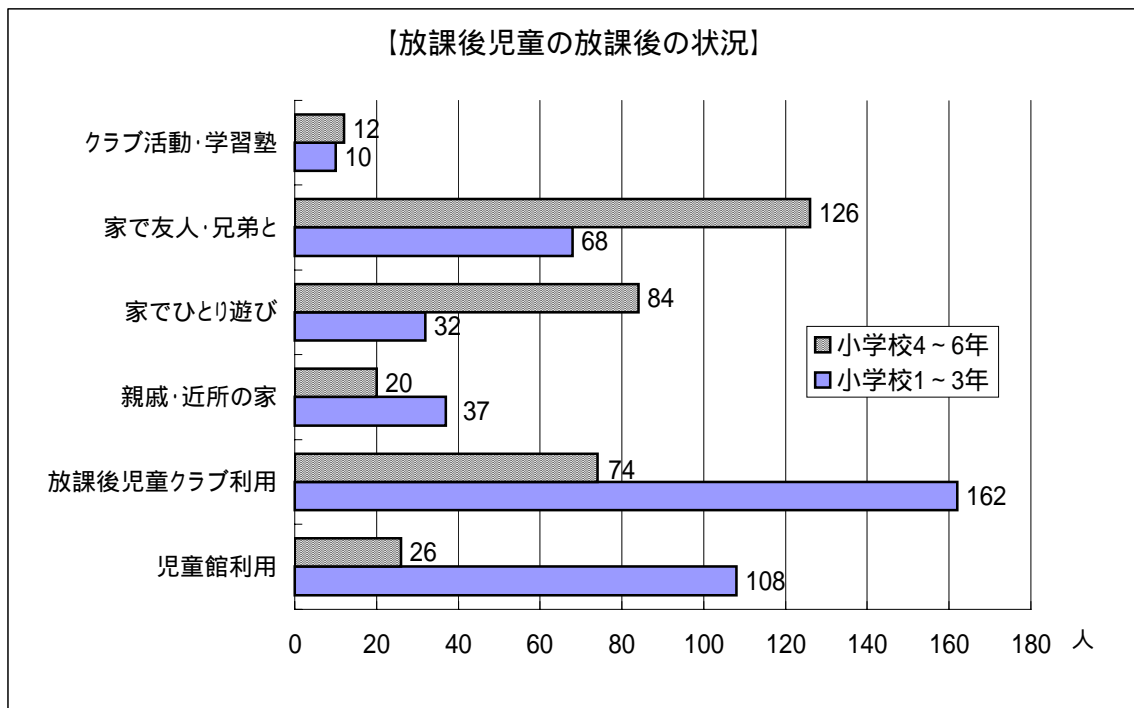


基本目標 子どもが心豊かに育つまちづくり

子どもをとりまく環境は、日々急激に変化しています。それにもない不登校・ひきこもり、非行など複雑な問題をかかえる家庭が増えています。「いのち」の重みが軽視されて、思春期世代における妊娠・中絶、自殺等も後を絶ちません。

また、子どもが被害者となる事故や犯罪が多発するなど、子どもが心身ともに健やかに成長するには難しい状況にあります。

次代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を育み、安心して暮らせるまちづくりのために、児童館・公民館等を拠点とした子どもの居場所づくり、各種の講座や体験学習活動、地域とふれあう世代間交流などの事業を推進していくことが必要となります。



放課後児童（昼間、家に保護者のいない家庭の児童）の居場所は、低学年は放課後児童クラブや児童館が多く、高学年になると自宅で過ごす子どもが多くなっています。

平成 15 年放課後児童の状況調査

施策の方向

(1) 思春期の心と身体健康づくり

誤った情報や知識に振り回され刺激の多い生活をおくるうちに、生命や健康の大切さをなおざりにして安易に妊娠・中絶を繰り返す十代の若者が増えています。

食事の内容や時間が全員ばらばらな家庭がごく普通になり、朝食抜きであったり、偏った食事ばかりを摂る子どもや、過激なダイエットを繰り返して体を壊す子どもも多く、大きな問題とされます。

健全な異性観を持つ心身ともに健やかな子どもを育てるために、性に関する正しい知識の普及と、幼児期からの食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）の推進が求められます。

小中学校において「性」に関する教育支援を行います

思春期講座（社会教育課・青少年女性室・健康推進課）

発達段階に応じた食育を推進します

乳幼児の食育実践事業（認可保育所）

食育や学校給食に対する理解の促進と啓発（小中学校、給食センター）

(2) 子ども達の居場所づくり

近年の核家族化・少子化等の影響で一人で過ごしたり、あるいは同じ年頃の少人数の友人としか遊ぶ機会がなく、子どもが地域や大きな団体のなかでいきいきと行動する場面が少なくなってきています。このままでは社会性が育まれないまま大人になる子どもが増え、社会にとっても大きな障害となりかねません。

子どもが、社会の中でのさまざまな体験を通して、自ら学び主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供し、それを地域住民や公民館などの協力によってサポートしていくことが重要です。

子どもの活動を支援します

地域子ども教室推進事業（社会教育課）

体験型情報誌の発行（社会教育課）

児童館や公民館事業の充実を図ります

わんぱく広場（公民館）

各種世代間交流事業（公民館・児童館）

地域ふれあい事業（認可保育所）

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対応

コンビニエンスストアや一般書店では過激な内容の図書やビデオが子ども達の目の届く場所に並べられています。性や暴力等に関する有害な情報が氾濫し、テレビ・インターネット、携帯電話等を通じて子どもでも簡単に手に入れられる状況です。

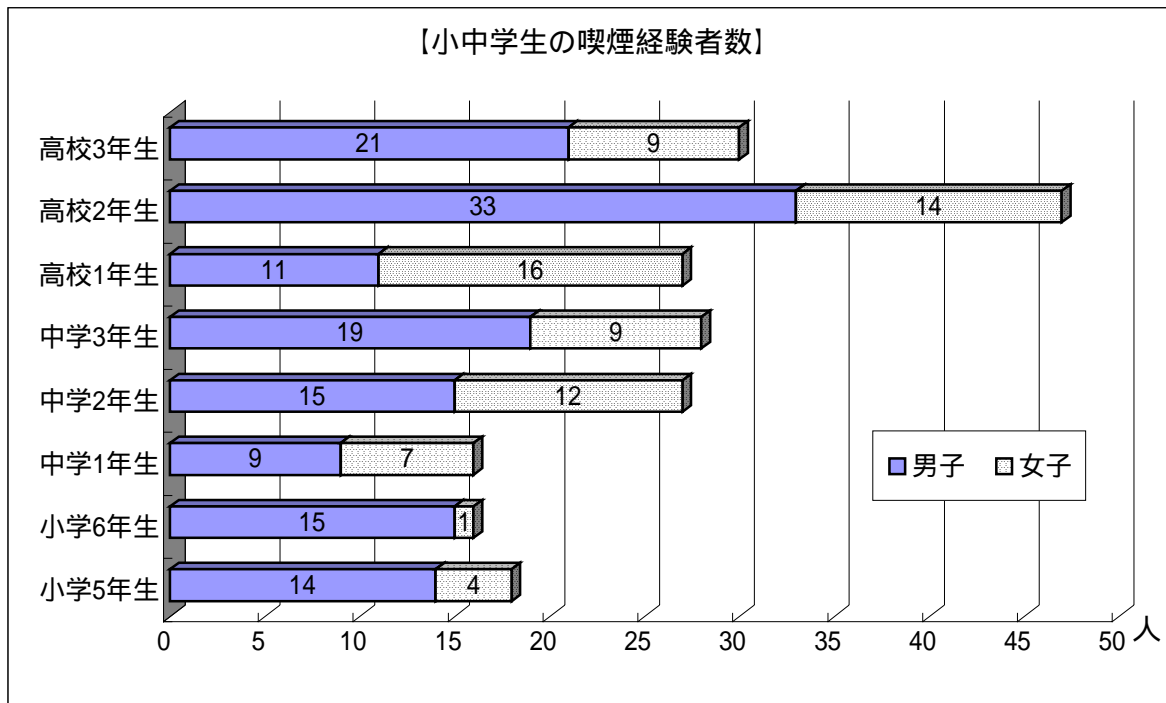
このような社会環境からの悪影響で子どもが非行に走ったり、あるいは犯罪等の被害にあわないようなまちづくりを進めるため、防犯に配慮した道路・公園等の公共施設の整備や、有害な環境の浄化活動に努めます。

子ども達を取り巻く環境の浄化を進めます

不健全図書の巡回指導（青少年女性室）

市立幼稚園・小中学校敷地内における禁煙の実施（学校教育課）

通学路等への防犯灯の設置促進（市民課）



喫煙経験者数は、小学校高学年と中学生は共に8%、高校生では19%という調査結果が出ています。初めてタバコを吸った場所は、自宅が一番多く、次いで川原や公園などとなっています。

平成13年釜石市少年委員協議会調べ
（小学校5校・中学校4校・高校4校）

(4) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、倫理観や社会的なマナー、自制心・自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、近年の都市化、核家族化、少子化などにより「家庭の教育力の低下」が指摘されています。

このことを踏まえ、地域や子どもとの関わりが希薄なまま親になり悩みを抱える世代には、子育てや家庭教育について学び、アドバイスを受けられるような機会が必要です。

また次代の社会を担い、親になる子ども達には、生命を育むことの大切さや喜び、自立して生きるための能力開発や適職選択の助けとなるような学習・体験機会を提供する必要があります。

子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発を推進します

保育体験学習（教育委員会・認可保育所）

ひよこ教室（公民館）

家庭教育支援総合事業（社会教育課）

家庭教育手帳・ノートの配布（社会教育課）

職業についての理解や体験教育を推進します

わくわく子どもセンターの設置（社会教育課）

体験活動ボランティア活動支援センターの設置（社会教育課）

国際理解教室「あつまれキッズ」（社会教育課）

こどもエコクラブ（社会教育課）

いわて発少年交流体験セミナー（県事業・社会教育課）

いわて再発見青少年銀河鉄道体験交流事業（県事業・社会教育課）

伝統文化こども教室（社会教育課）

職場体験（インターンシップ）事業（総務課）

家庭教育に関する学習機会を拡充します

家庭教育支援総合事業（社会教育課）

教育振興運動（社会教育課）

フォーラム家庭教育（県事業・社会教育課）

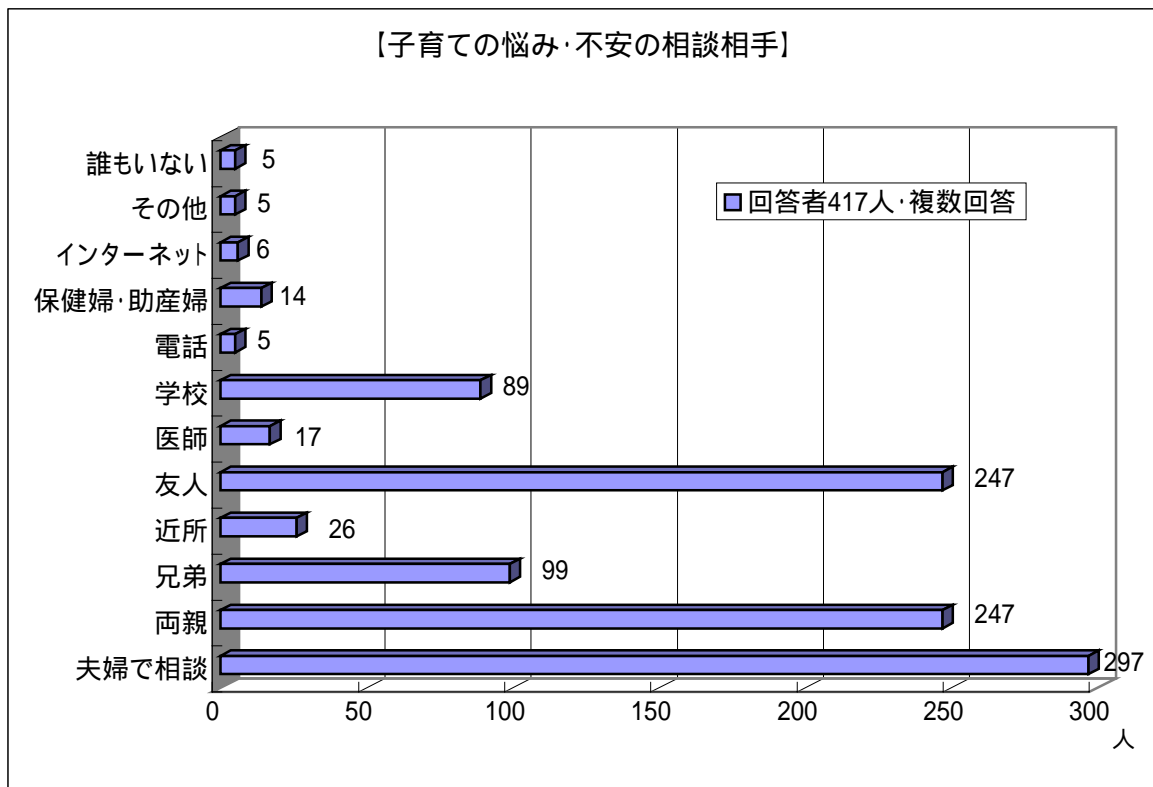


基本目標 健やかに生み育てるまちづくり

妊娠・出産・育児の時期は、親にとってライフスタイルの他、心身にも大きな変化をもたらします。近年は核家族化が進み、育児体験を聞く機会や相談をする相手もなく、育児不安に陥るケースも見受けられます。子どもの発達の遅れを認知できなかったり、育児不安を解消できなかったりすることが、幼児虐待の引き金になる場合もあります。

すべての子どもが健やかに生まれ、成長するために、疾病の予防や児童虐待の予防・早期発見などを目的とした訪問・相談事業の充実を図るほか、妊娠期から継続した育児支援を推進する必要があります。

また、妊娠しても、病院に空きがなく市内で出産できない場合があったり、身近に小児科医がいないなど、いつでも安心して医療サービスが受けられる状況にないため、小児医療・母子保健医療の充実を図る必要があります。



施策の方向

(1) 母と子への健康支援

核家族化が進み、相談相手もなく、妊娠・出産・育児に対する不安やストレスをかかえ悩んでいる親が増えています。

親が、心身ともに健やかな状態で出産を迎え、子育てに喜びを感じられるような育児環境が大切です。

そのために、子育てに関する情報提供や各種検診・相談事業等の充実に積極的に取り組む必要があります。

疾病予防・健康増進事業を推進します

妊婦・乳児一般健康診査（健康推進課）

1歳6ヶ月児健康診査（健康推進課）

2歳児いい歯健診（健康推進課）

3歳児健康診査（健康推進課）

4歳6ヶ月児発達検査（健康推進課）

乳幼児発達相談（健康推進課）

予防接種（健康推進課）

家庭教育手帳・ノートの配布（社会教育課）

家庭教育支援総合事業（社会教育課）

安全な妊娠・出産について支援します

妊娠出生届出時相談（健康推進課）

パパママ準備教室、OB会（健康推進課）

妊婦・新生児訪問（健康推進課）

育児不安の軽減について支援します

育児教室（健康推進課）

赤ちゃん何でも相談（健康推進課）

2歳児相談（健康推進課）

育児相談（地域子育て支援センター）

育児に関する情報提供とサービスの充実に図ります

もぐもぐごっくん教室（健康推進課）

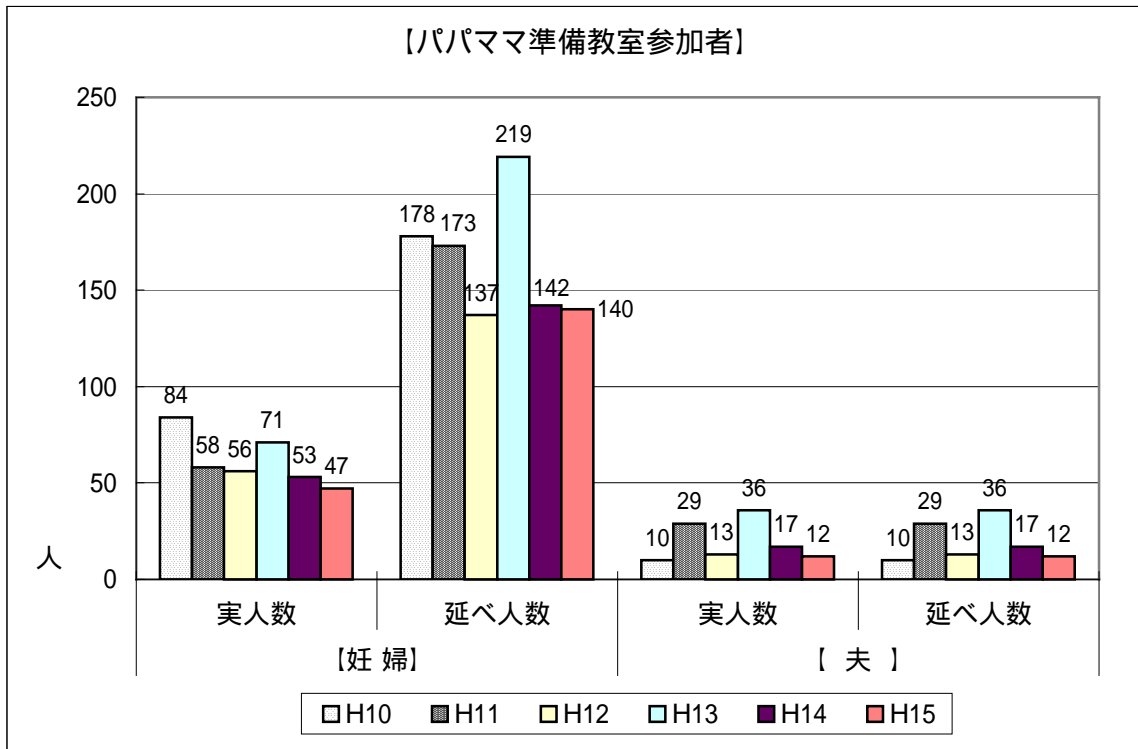
1歳児いい歯教室（健康推進課）

母子保健推進員活動（健康推進課）

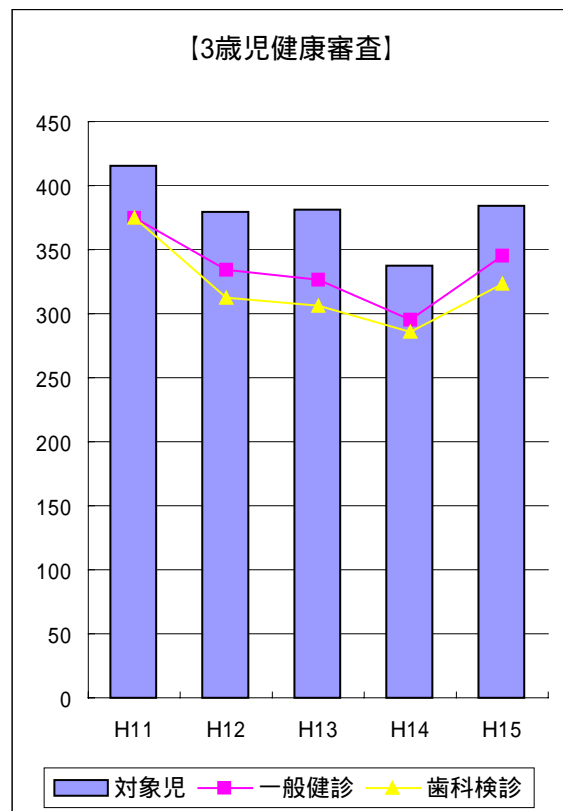
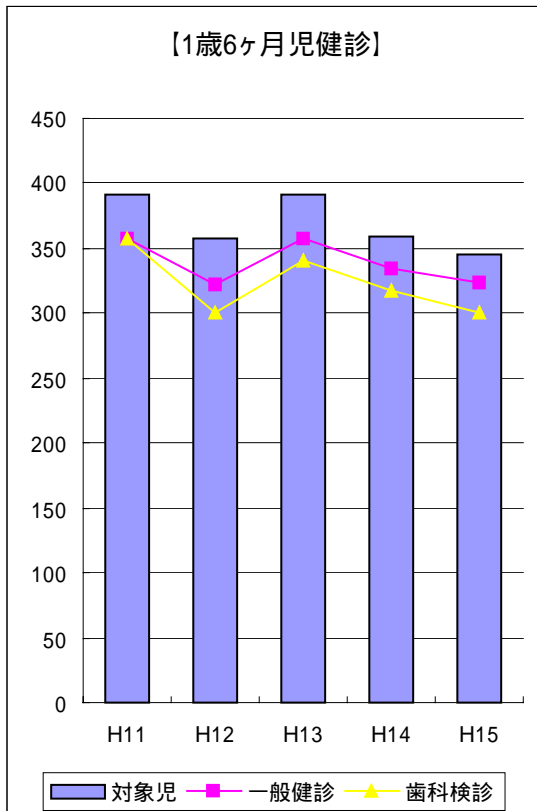
子育てガイドブックの発行（福祉事務所）

子育て支援センターの周知（福祉事務所）

ゆいっこサポートセンターの周知（福祉事務所）



参加者が実際に赤ちゃんに触れることができる良い機会となっています。また、分娩時や育児について具体的な話が聞けるので不安の軽減につながっています。



(2) 医療等の支援

医師の不足などから、地元でお産ができない、病院も選べないという不安や不満の声が聞かれます。小児救急医療などの面でも大きな不安を抱えたままで、子育てをする人が増えています。

また子どもが病気になった場合、経済的な負担に悩む親も少なくありません。安心して子どもを産み、健やかに育てるためには地域の医療体制の充実と医療費助成などによる支援が重要です。

乳幼児医療費助成の充実を図ります

乳幼児医療費給付事業（健康推進課）

小児医療・母子保健医療の充実を図ります

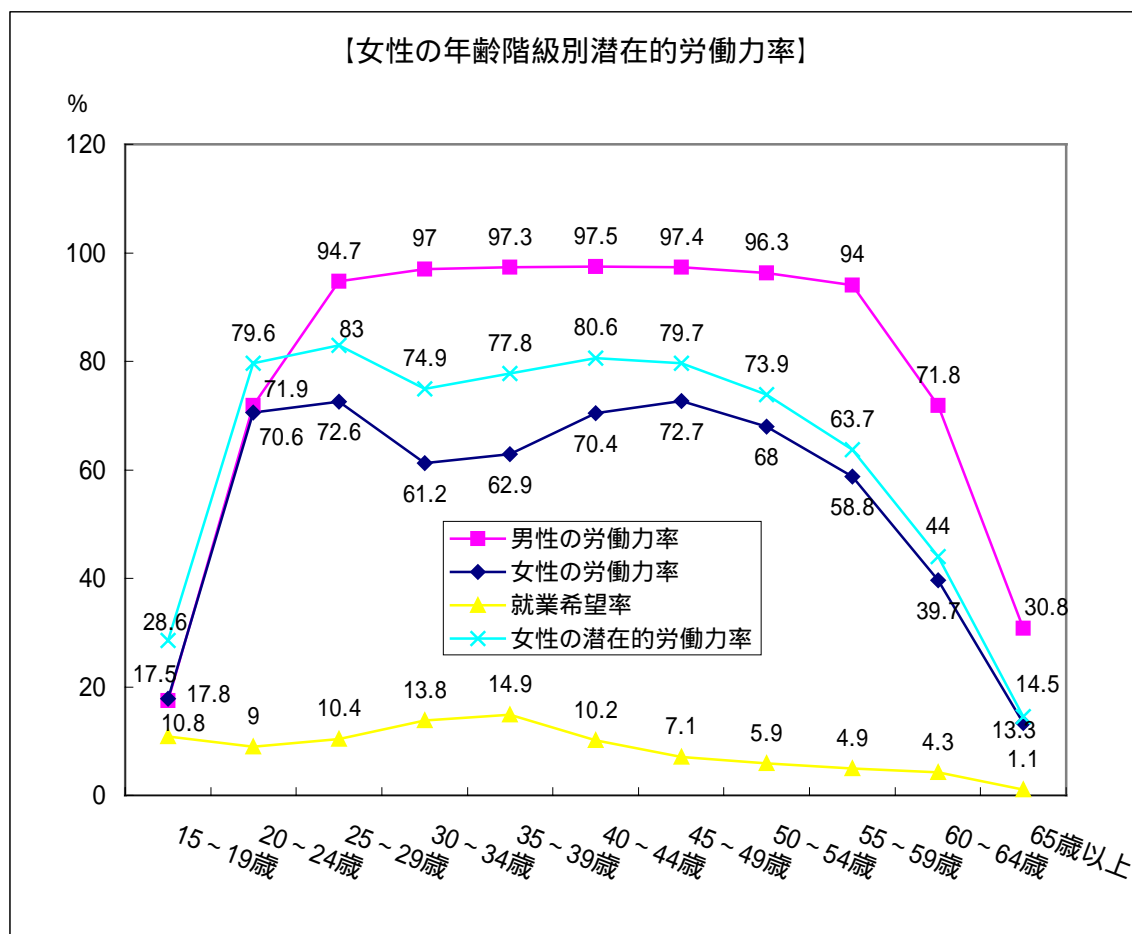
小児科・産婦人科医師の確保（健康推進課）



基本目標 子育てと仕事が両立できるまちづくり

女性が職業を持ち、結婚後も仕事を続けることが一般的になりましたが、出産や子育てを理由に退職せざるを得なかったり、職場復帰が困難な場合が依然として多いのが実情です。日本では、父親が育児にかかる時間が世界でも突出して少ないなど、男性の家事・育児への役割分担の観点からみても、男女共同参画社会にはまだほど遠い感があります。

男女がともに仕事と子育てを両立でき育児が楽しめる、ゆとりのある社会を実現するためには、保育サービスの充実とともに、職場環境の整備と、子育て講座などの啓発活動により「家庭よりも仕事優先」という旧来の考え方を見直していくことが重要になります。



女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になりますが、女性の潜在的労働力率を見るとM字のくぼみが小さくなっており、就業希望はあるが実現できていないという状況が読み取れます。

総務省「労働力調査詳細結果」(平成15年平均)

施策の方向

(1) 子育て家庭を支援する就労環境づくり

子どもの病気や予防接種、学校の行事などがあっても、仕事を休みにくい状況があります。両親が休暇をとりやすい雰囲気づくりをするためには、職場の理解と協力が必要であり、子育てをしやすい環境づくりをしていく必要があります。

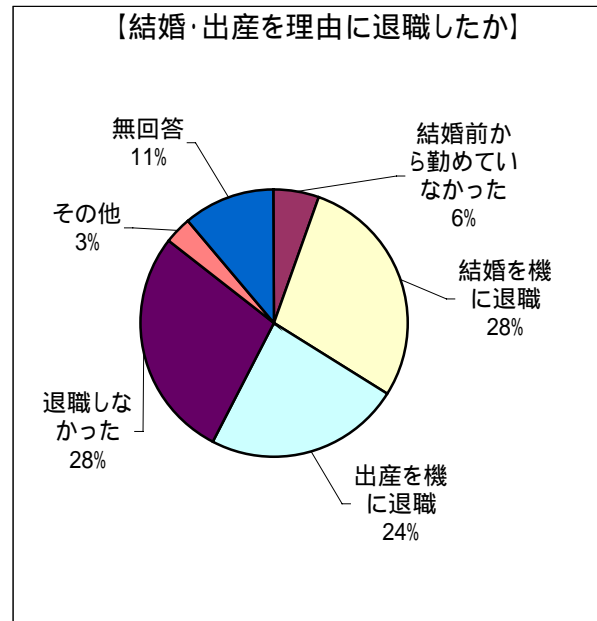
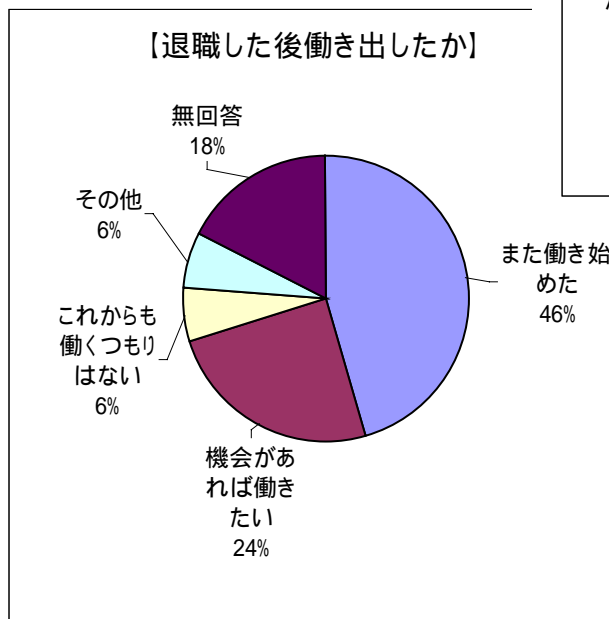
子育て家庭を支援する就労環境に関する情報を提供します

育児介護休業法の周知（青少年女性室・雇用推進室）

企業の子育て支援の先進事例紹介・啓発（青少年女性室）

男性の育児参加を促進します

男性就労者の育児休業取得についての意識啓発（青少年女性室）



平成10年岩手県「少子化に関する意識調査」

(2) 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

日本は欧米諸国と比べて、共働き家庭でも、専業主婦がいる家庭の場合でも、男性が家事や育児をする時間が短いのが現状であり、女性への負担が大きくなっています。

これからは、男性も家事や育児に参画して、男女がともに子育ての喜びを分かちあい、職場優先の考えを見直し、家族がともに時間を過ごす環境を作る必要があります。

固定的な性別役割分業の是正を図ります

男女雇用機会均等法の周知（青少年女性室・雇用推進室）

女性のための相談会（青少年女性室）

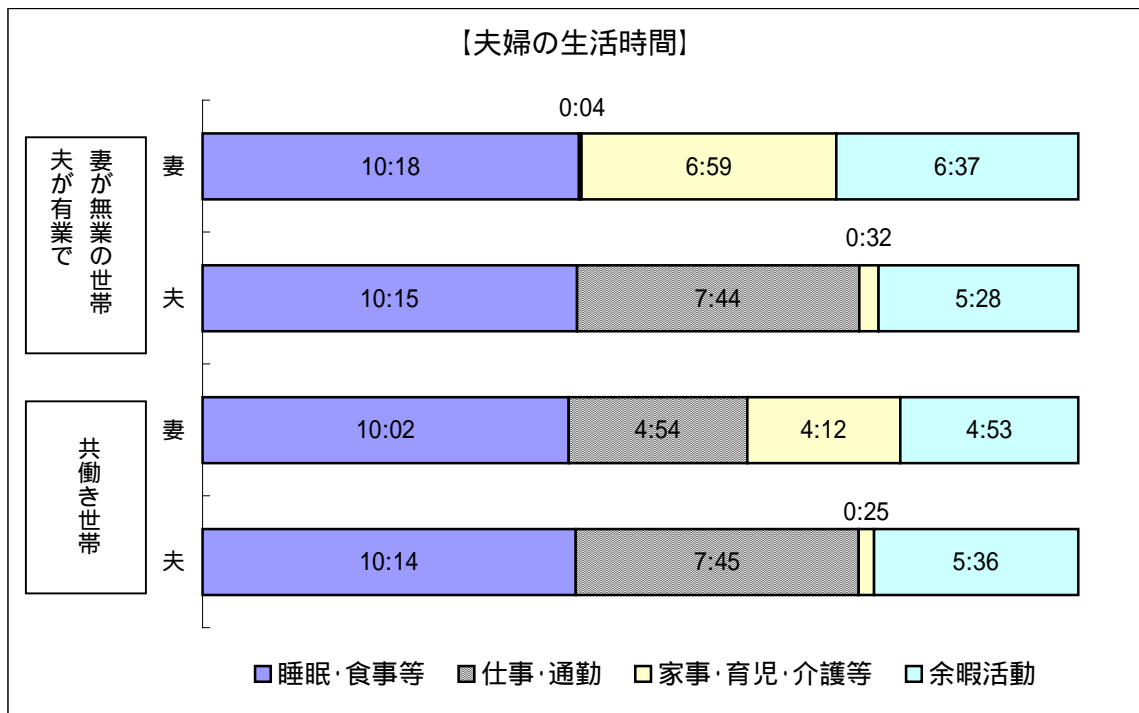
まちづくり市民フォーラム（社会教育課）

セクハラ防止講座（青少年女性室）

職場優先の企業風土の是正を図ります

仕事と家庭を考える月間等における啓発（青少年女性室・雇用推進室）

育児・介護雇用安定助成金等各種助成制度の周知（雇用推進室）



男性の家事・育児・介護時間は、女性に比べて非常に短くなっています。

総務省「社会生活基本調査」(平成 13 年)

第5章 目標事業量

第 5 章 目標事業量

1 目標事業量

事業量の定量的目標は、以下のとおりとします。

事業名	事業内容	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 21 年度)	担当課 担当部署
基本目標 安心して子育てができるまちづくり				
子育て支援センター	専任の保育士が、子育て家庭に対する相談指導を行うと共に、子育てに関する情報提供や子育てサークルの育成・支援を行っている。利用は自由。	2 カ所	3 カ所	福祉事務所
ひよこ教室	就園前の親子遊びの教室。地域に住む親子が集い、育児について学びあいながら交流し、情報交換を行う。	5 地区	4 地区	健康推進課 公民館
さくらんぼクラブ	双子を持つ母のサークル	年 12 回	年 12 回	健康推進課
母子保健推進員活動	妊産婦・乳幼児への家庭訪問 子育て支援事業への協力	随時	随時	健康推進課
教育振興運動	子ども・家庭・学校・地域・行政の 5 者がそれぞれの責任を明確にしながら地域の教育力の向上を図る。市内 9 実践区において、学力向上・健全育成・健康安全等のテーマに取り組んでいる。	9 カ所	未定 学校統合の 関係により	社会教育課
ゆいっこサポートセンター	子育て支援を行いたい人と、支援を受けたい人からなる会員組織。保護者の急用や病気などの場合に、一時的に育児支援を行う。	実施	継続	福祉事務所
一時保育事業	保護者の疾病・入院等の緊急時、または家庭の事情で一時的な保育が必要な場合に対応する。	1 カ所 8 人	2 カ所 16 人	福祉事務所 (認可保育所)
障害児保育事業	保護者の就労等により家庭での保育が困難で、集団保育と毎日の通所が可能な障害をもつ児童の保育を行う。	実施	継続	福祉事務所 (認可保育所)
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	「病気回復期」で保育所等に通所できない児童を、保育所や病院に付設された専用スペースで一時的に預かる。	0 カ所	1 カ所 4 人	福祉事務所

休日保育	日曜・祝日に仕事があり、家庭で保育を行えない場合に子どもを預かる。	0カ所	2カ所 20人	福祉事務所 (認可保育所)
延長保育	就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応して、通常の保育時間(概ね7時~18時)を超えて保育を実施する。	6カ所	6カ所	福祉事務所 (認可保育所)
市立幼稚園での預かり保育の実施	市立幼稚園において、保護者の希望がある場合は教育時間終了後においても幼稚園で教育活動を行う。	0園	2園	学校教育課
通常保育事業(保育所の定員増)	保護者の就労、病気、家庭での介護等の理由により、家庭で保育を行うことが困難な(保育に欠ける)児童の保育を行う。 (定員増により待機児童の解消を図る。)	6カ所 410人	6カ所 430人	福祉事務所 (認可保育所)
放課後児童健全育成事業 (甲子学童育成クラブの設置)	就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後児童の育成・指導、遊びによる発達の助長などに係るサービスを行い、児童の健全育成の向上を図る。	8カ所 345人	9カ所 395人	福祉事務所
養育訪問相談事業	学校訪問によって得られた情報に基づき、非行など問題行動のある児童の家庭を家庭相談員が訪問し、児童養育等に関する適切な相談指導を行い、児童福祉の増進を図る。	未実施	実施	福祉事務所 家庭児童相談室
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の自立を促進するため、母が受講する職業訓練や資格取得のための講座受講料の一部を給付する。	未実施	実施	福祉事務所
婦人相談事業	保護を要する女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う。	実施	継続	福祉事務所
岩手県肢体不自由児協会巡回療育相談会の実施	肢体不自由児の専門医による療育相談会を、市内で年一回開催し、保護者の育児支援と負担軽減を図る。	実施	継続	福祉事務所
すくすく親子教室	心身に障害のある児童(就学前)を集団で保育し、その活動の中から障害機能を軽減させ、身体的、情緒的発達を助ける。	実施	継続	福祉事務所
交通安全教室	市が委嘱している交通指導隊員が、子供たちに安全確認の方法や信号の渡り方など交通安全教育を行う。	随時	随時	市民課 (交通指導隊)

街頭指導	PTA 役員・防犯協会・教師・保護司などが、定期的に市内を巡回し、非行防止・啓発活動をする。	実施	継続	少年センター
子ども 110 番の家	子供たちを犯罪から守るため、釜石警察署が市内の商店やコンビニなどを指定し、地域で防犯意識の高揚を図る。	実施 設置数 397 カ所	継続	学校教育課 (釜石警察署生活安全課)
都市公園・児童遊園の安全管理	利用者の安全及び利便の向上を図るため、地元町内会等に清掃・環境整備等の施設管理を委託するとともに、業者による保守点検、修繕を行っている。	実施 42 カ所	継続 42 カ所	都市計画課 福祉事務所
基本目標 子どもが心豊かに育つまちづくり				
家庭教育支援総合事業《思春期講座》	市内の中学生を対象として、思春期の子どもたちが「性」を人権の問題、人間の生き方に深く関わる問題であることを学ぶ。また、性に関する正しい知識を身に付け、生命尊重・自他を大切に作る心・無知や偏見から起きる性的トラブルを防止する。	中学校 2 校	中学校 8 校	青少年女性室 社会教育課 健康推進課
乳幼児の食育実践事業	給食や調理体験等を通じて、乳幼児期から正しい食事のとり方や食習慣が身に付くよう指導し、保護者や地域の子育て家庭にも情報提供や相談を行うことで、「食」への関心を高める。	実施	継続	認可保育所
食育や学校給食に対する理解の促進と啓発	小中学校において栄養士等による食習慣の指導を行う。	実施	継続	給食センター 小中学校
地域子ども教室推進事業(国庫委託事業)	地域の大人の力を結集し、放課後や休日における「子どもの居場所」をつくる。異世代との交流、文化活動等を企画実施し、子どもの健全育成を図る。 平成 18 年度まで国庫委託金で運営	1 カ所 国庫委託金 による運営	1 カ所 自主運営の 居場所	社会教育課
体験型情報誌の発行(国庫委託事業)	情報誌の発行を通じて、子どもたちの奉仕活動・体験活動の機会や場の提供を行う。また郷土の自然・文化に関心をもち、まちづくりに参画する意識の醸成を図る。	年 4 回発行	継続	社会教育課
わんぱく広場	地域の中での交流や自然とのふれあいを通じて、明るく心豊かな子ども達の育成を図る。	5 カ所	6 カ所	公民館

世代間交流事業	地域の伝統文化の継承やスポーツ交流などを通して世代間の絆を深め、人づくり・地域づくりを推進する。	5カ所	5カ所	公民館 児童館
地域ふれあい事業	園庭を開放したり、地域の人を行事に招待するなど近隣社会との関わりを深め、園児が施設訪問や伝統芸能活動などを行うことで地域との交流を推進する。	実施	継続	認可保育所
不健全図書の巡回指導	県青少年環境浄化モニター、県・市青少年育成委員が、県からの青少年のための環境浄化に基づく不健全な図書等の指定通知に基づき、図書店等巡回してコーナー表示や図書の取り扱いをチェックしている。	環境浄化モニター県報告月1回 年間12回	年間12回	青少年女性室
市立幼稚園・小中学校敷地内における禁煙の実施	すべての市立幼稚園及び市立小・中学校の敷地内において全面禁煙を実施する。	7.7% (2校/26校・園) 橋野小中は1校と計算	100%	学校教育課
通学路等への防犯灯の設置促進	寄贈を受けた防犯灯を、町内会要望にあわせて設置し、安全を確保する。	隔年設置	隔年設置	市民課
保育体験学習	児童・生徒あるいは地域の子育てに関心のある住民に保育の体験機会を提供し、生命の大切さや育児の楽しさを感じてもらう。	実施	継続	認可保育所
家庭教育支援総合事業 子育て学習講座 (国庫委託事業)	子どもの教育や人格形成に関する親等を対象に、子どもの健全育成・成長について何が必要か等について学ぶ機会を提供する。(就学時健診、授業参観等を活用)	30講座	継続	社会教育課
家庭教育手帳・ノートの配布	一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組む契機として、作成・発行(対象年齢ごと3分冊・文部科学省)	1340部	継続	社会教育課
わくわく子どもセンター・体験活動ボランティア支援センターの設置 (国庫委託事業)	奉仕活動・体験活動の機会の場を開拓、情報収集・提供、指導者の登録と紹介について、学校との連携を図りながらコーディネートする。	実施	継続	社会教育課
国際理解教室「あつまれキッズ」	小中学生と外国人が交流し、互いの文化や人間性を尊重し合いながら、理解を深める。	年5回実施	継続	社会教育課

こどもエコクラブ	自然の中で様々な体験活動を通して、自分達が暮らす自然環境への理解を深め、環境保全に配慮した行動をとることができる資質を育む。	年 5 回程度	継続	社会教育課
いわて発少年交流体験セミナー (県事業：参加補助金)	施設での体験活動や研修活動、沖縄での訪問地活動を通して、自ら団体行動、社会参加活動を行う少年リーダーを養成する。	4・5 人派遣	継続	社会教育課
いわて再発見青少年銀河鉄道体験交流事業(県事業)	県内の青少年との交流や体験活動を通じて、岩手県の自然や歴史、産業経済等を学びながら、ふるさとづくりを主体的に考える青少年の育成を図る。	4・5 人派遣	継続	社会教育課
伝統文化こども教室 (伝統文化活性化国民協会が事業運営)	次世代を担う子どもたちに、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的、継続的に体験・修得できる機会提供を行い、子どもたちの豊かな人間性の涵養を図る。	3 カ所	継続	社会教育課
職場体験(インターンシップ)事業	「高校生が在学中に自らの学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行う」ことを目的に実施されていることから、積極的に生徒の受け入れを行う。	実施	継続	総務課
フォーラム家庭教育(県事業)	家庭教育における課題等について研修し、家庭の教育力の向上を図る。	1 回	継続	社会教育課
基本目標 健やかに生み育てるまちづくり				
妊婦・乳児一般健康診査	委託医療機関での個別健診	受診率 90%	受診率 95%	健康推進課
1 歳 6 ヶ月児健康診査	委託医療機関での個別健診【小児科健診、歯科健診、】	受診率 90%	受診率 95%	健康推進課
2 歳児いい歯健診	歯科保健指導、歯科健診、発達・発育チェック	受診率 70%	受診率 80%	健康推進課
3 歳児健康診査	委託医療機関での個別健診【小児科健診、歯科健診、視覚・聴覚スクリーニング】	受診率 85%	受診率 90%	健康推進課
4 歳 6 ヶ月児発達検査	発達・言葉・歯科相談	受診率 90%	受診率 95%	健康推進課
乳幼児発達相談	要支援乳幼児の家庭療育支援	年 2 回	年 2 回	健康推進課
予防接種	B C G、3 種混合、ポリオ、風疹・麻疹	実施	継続	健康推進課
妊娠出生届出時相談	妊娠届や出生届及び転入時の個別相談・指導	随時	随時	健康推進課
パパママ準備教室、OB 会	妊婦とその夫の為の教室産後の情報交換	年 6 回コース	年 6 回コース	健康推進課

妊婦・新生児訪問	保健指導の必要な妊産婦・新生児（第1子）に対する家庭訪問による助言・指導	訪問対象者に対する訪問割合 80%	訪問対象者に対する訪問割合 90%	健康推進課
育児教室	育児不安のある母と子の遊びの教室	年 12 回	年 12 回	健康推進課
赤ちゃん何でも相談	赤ちゃん育児相談	年 12 回	年 12 回	健康推進課
2 歳児相談	2 歳前後の育児相談	年 12 回	年 12 回	健康推進課
もぐもぐごっくん教室	妊婦とその夫の為の教室 産後の情報交換	年 6 回コース	年 6 回コース	健康推進課
1 歳児いい歯教室	栄養面・歯科保健指導	年 12 回	年 12 回	健康推進課
子育てガイドブックの発行	子育てに関する情報誌を作成し、各種情報提供を行う。		発行	福祉事務所
乳幼児医療費給付事業	0～就学前児に対して医療機関に支払った一部負担金の全額給付	実施	継続	健康推進課
基本目標 子育てと仕事が両立できるまちづくり				
育児介護休業法の周知	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」について情報紙等により周知する。	0 回	適宜行う	青少年女性室 雇用推進室
企業の子育て支援の先進事例紹介・啓発	ファミリーフレンドリー企業等について情報紙等により紹介する。	0 回	適宜行う	青少年女性室
男性就労者の育児休業取得についての意識啓発	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」について情報紙等により周知する。	0 回	適宜行う	青少年女性室
男女雇用機会均等法の周知	「男女雇用機会均等法」について情報紙等により周知する。	0 回	適宜行う	青少年女性室 雇用推進室
女性のための相談会	女性に対する暴力の根絶や人権を擁護するため、いろいろな困りごとの相談をできる場を設ける。	1 回	各年 1 回	青少年女性室
まちづくり市民フォーラム	男女のパートナーとしてのあり方、家族の絆、子育てのあり方、などを取りあげること、改めて家庭や社会について考え、共に支えあい安心して暮らせる 21 世紀のまちづくりを目指す。	実施	継続	社会教育課
セクハラ防止講座	働く女性が性によって差別されることのないように職場における男女平等の意識づくりを考える機会とするもの。男女共同参画講座の一環として実施する。	0 回	2 回	青少年女性室

仕事と家庭を考 える月間等にお ける啓発	月間の 10 月に行われるファミ リーフレンドリー企業の表彰 やシンポジウムを情報紙等 で紹介する。	0 回	適宜行う	青少年女性室 雇用推進室
育児・介護雇用安 定助成金等各種助 成制度の周知	<p>育児休業を取得しやすい環境 をつくり、子育てしながら働 き続けやすい雇用環境の整備 を図ることを目的とした助成 制度など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得促進奨励金 ・ 育児休業代替要員確保等 助成金 ・ 育児・介護費用助成金 ・ 事業所内託児施設助成金 ・ 育児両立支援奨励金 ・ 介護休暇制度導入奨励金 ・ 育児・介護休業者職場復帰 プログラム実施奨励金 	随時	出来る限りの 機会を捉えて 周知を図り、 育児・介護環 境の改善を図 る	雇用推進室

第6章 計 画 の 推 進

第 6 章 計画の推進

この計画が確実に実行され、有効に機能していくためには、総合的かつ組織的な推進体制の整備が不可欠です。したがって、「釜石市総合計画」、「新男女共同参画プランかまいし 21」、「いわて子どもプラン」との調整を図りながら、各施策の進行状況や評価に努めていく事とします。

各施策の実施にあたっては、保育士や保健師、児童委員など児童の健全育成に携わる人材の確保が重要であるほか、関係機関、住民、企業など、地域社会の理解と協力が必要となります。

地域社会に対して計画の目的と必要性の啓発を行い、各施策に対して積極的な協力と連携が得られるよう努めます。さらに、各行政機関や関係団体、地域組織などが緊密に連携を図ることにより、子育てに関する様々な情報や社会資源が有効に活用され、円滑で充実した施策の実行を目指します。

計画推進の中心となる機関の設置

関係者や市民で構成される釜石市次世代育成支援対策地域協議会において、計画の進捗状況の確認を行い、本計画が「実効性のある計画」として機能するよう施策の推進を図っていきます。

計画についての啓発広報活動

地域社会において本計画の目的と必要性が十分に理解され、各施策への積極的な協力が得られるよう、計画についての啓発活動、広報活動の充実に努めます。

子どもの健全育成に携わる人材の充実

保育士、保健師、栄養士、児童委員、相談員、ボランティアなど、本計画の推進に必要な人材の確保と研修会などによる資質の向上に努め、支援体制の一層の充実を目指します。

子育て支援ネットワークの整備

釜石市次世代育成支援対策地域協議会を中心として、庁内の関係部門、関係機関などとの連携体制を確立し、情報交換・社会資源の活用が円滑に行えるよう、子育て支援のネットワークを整備します。